

第4回 川口市障害者福祉計画等策定委員会  
議事録

開催日時：平成26年12月2日（火）

午後2時から

開催場所：川口市役所 第2庁舎 地下第1会議室・第2会議室

■出席委員

木下委員（委員長）、榎本委員（副委員長）、島袋委員、高橋委員、和田委員、関根委員、西村委員、井出委員、小巻委員、松本委員、山崎委員、吉田委員、千葉委員、高野委員、

■欠席委員

新谷委員、加藤委員

■配付資料

資料1：次第等

資料2：第4期川口市障害者自立支援福祉計画（素案）

資料3：サービスの現状

資料4：第3期自立支援福祉計画

資料5：概要版第3期自立支援福祉計画

---

---

## 1 開 会

---

---

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回川口市障害者福祉計画等策定委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。はじめに木下委員長よりごあいさつをお願いします。

○委員長

本日はお忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。5回を予定しておりました本委員会もいよいよ4回目となりまして、佳境に入ってきました。川口市のより良い障害福祉のために、本日も活発なご協議・ご意見をいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

---

---

## 2 議 題

---

---

（1）第4期川口市障害者自立支援福祉計画（素案）について

①平成29年度までの目標値及びサービス見込量について

---

---

○事務局

ありがとうございました。それでは議事に入ります。策定委員会要綱第5条第2項により、委員長が議長となります。また、本日は新谷委員、加藤委員から欠席の連絡を受けており、出席委員は14名です。過半数以上の委員が出席していますので、委員会要綱第6条第2項により本会議が成立していることをご報告します。また、本日傍聴希望者はありません。それでは委員長、議事進

行をお願いします。

#### ○委員長

ありがとうございます。では議題にそって議事を進行します。まずお手元の次第をごらんください。本日は川口市の障害者自立支援福祉の素案について2点協議頂きます。1点目は、平成29年度までの目標値、及びサービス見込み量について、また、重点的な取組について。2点目はパブリックコメントの実施についてとなります。

では議題(1)計画素案についての①平成29年度までの目標値及びサービス見込み量について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

まず資料の確認をします。本日お配りした資料1と記載のある次第等の資料。二つ目に事前に郵送した資料2、計画素案。三つ目に本日お配りした資料3で追加資料です。そして資料4として第1回策定委員会でお配りした第3期自立支援計画。それと資料5として第3期自立支援福祉計画の概要版、以上です。不足がありましたらお申し出ください。

それでは資料に基づきご説明します。説明する内容は、第4章のサービス必要量の見込み、素案の45ページとなります。サービス必要量の見込みに関して、数字が出ていますが、この数字に関してはすべての項目が平成24年度、平成25年度、平成26年度の伸び率等を勘案して出しているものです。これは国・県の指示に基づいて数字を出しています。この数字については、機械的に出したものであるため、この内容の検討に関しては非常に難しいものと考えており、気になることがあれば後ほどご質問等をお願いします。

まずは訪問系サービスです。46ページで平成24年度、平成25年度、平成26年度について、月間で示していますが、基準月は10月となっています。3か年度の伸び率等を勘案して、見込み量の数字を出したものが48ページの数値です。見込み量では、平成27年度、平成28年度、平成29年度の3か年の見込みの数字が出ています。こちら月間で出してあります。

続いて日中活動系サービスです。49ページで同じく月間で10月を基準としています。就労移行支援の養成施設となっていますが、基準日における利用が0件だったので0と記載しています。サービスの内容等に関しては、次のページに実施内容等ありますのでそちらをごらんください。こちら3か年の伸び率等を勘案して出した見込み量が54ページとなります。日中活動系サービスの見込み量は月間です。

続いて居住系サービスです。平成24年度、平成25年度、平成26年度の月間の数字です。これはグループホーム・ケアホームに分かれています。26年度からは一つになりましたので、グループホームの方に数字が足されています。同じように伸び率を計算しまして、57ページで平成27年度、平成28年度、平成29年度の見込み量が出されています。

続いて58ページで指定相談支援です。こちらはサービス等利用計画の数字になりますが、平成24年度、平成25年度、平成26年度で年間の実数で見ている年度末の数字です。ただし平成26年度については、まだ年度末の数字が出ていません。お示ししている614という数字は7月末現在の数字となっています。この後、こちらの見込み量という形で、平成26年度の見込みの数字を入れるのですが、これは1,300前後になるものと思われれます。こちらの計画の数は、平成24年度、平成25年度、平成26年度は障害児の数も含んでいます。計画相談の下の地域移行支援の数字と、地域定着支援の数字についてはあくまでも実数で出されています。地域定着支援は0件でした。それらの状況を踏まえて、60ページで指定相談支援の見込み量が出ています。ここでは障害児の数は抜いています。地域移行支援・地域定着支援の数字に関しては、あくまでも目標数

値と考え、相談支援事業所と相談して出した数字です。

続いて61ページの障害児サービスについてです。こちらは平成26年度からのサービスですが、平成26年度中の動向と現場で把握している利用者のニーズを勘案して算出しました。この算出した数字が63ページとなります。平成27年度、平成28年度、平成29年度の見込み数は月間となっています。その下の障害児相談支援が先ほど申し上げた大人のサービス等利用計画と同じようなものですが、子どもの計画を分けて数字が出されています。ここまでが個別支援給付に対するサービスの見込み量となります。

続いて市町村が行わなければならない地域生活支援事業のサービス量の見込みについて66ページから書かれています。その前に資料3ですが、65ページ、66ページの間に入ります。平成24年度、平成25年度、平成26年度の実績値及び見込み数となっています。これらの伸び率、それから現状を踏まえて見込み量を出していますが、73ページに地域生活支援事業の平成27年度、平成28年度、平成29年度の見込み量が出ています。

戻りまして、71ページ、72ページの表は国が提示を求めているものとなります。こちらが県を通して国の方に提出する数字となっています。簡単ですが、サービスの見込み量について、資料の説明を終わります。

#### ○委員長

ありがとうございました。平成27年度、平成28年度、平成29年度のそれぞれのサービス見込み量について、国の計算式に基づいて出しているもののご説明をいただきました。これらについてご意見・ご質問がある方はお願いします。

#### ○委員

川口市障害者団体連絡協議会で実態調査をした時に、実利用人員と定員の乖離の様子が出てきたりします。今の説明というのは、国が決めた算出式から人口などを勘案して出した数字ですよね。そのようなアンケート調査の現実との整合性というのはどのように考えているのでしょうか。要するに足りているのか足りていないのかとか、いろいろ判断をする時に、国が示している方向性とは別に、現実の中での評価があるではないですか。そのあたりはどのように考えますか。

#### ○委員長

事務局、いかがでしょうか。

#### ○事務局

今回数値の目標は国の求めに従ってお出ししている次第です。架空の数値というわけでもないのですが、今のご指摘のように、現実のニーズに対してどう考えるのかということになります。この後にご説明をしますが、重点的な取組の中で相談支援において、各種のニーズについては拾い上げていこうと考えています。その都度、数字にとらわれず、臨機応変に必要なサービスについては提供していくつもりです。特に放課後等デイサービスという児童福祉法のサービスが平成24年度から始まりましたが、それまでホームヘルプサービスに依存していたサービスの部分については、かなり放課後等デイサービスの方にウェイトが移動している実態があります。これまではどこにも預ける場所がなかったから、ヘルパーに何とか見てもらいましょうとやっていた保護者の方たちが、デイサービスという学童のように預ける場所ができたということで、ヘルパーを利用することがなくデイサービスの方に子どもさんを預ける機会が増えたという結果が出ています。

これはもともと福祉計画の中では、ヘルパーの利用人数というのは今後どんどん伸びていくと

いう判断を以前はしていました。ただ、法の改正でデイサービスができたことで、若年層のホームヘルプサービスの利用率が減っていったという結果にもなっています。こういった時に、やはりあくまでも伸びていくという計算ではなく、その時々の実態に合わせたサービス調整というものを市として行っていきたいと思っております。この数値にはあくまでもとらわれずに、必要とされるものにはそれ相応のサービスを提供する。整備されているものについては、また見直しをその場その場でやっていきたいと思っております。

#### ○委員

移行が始まった時期にも同じような質問をして、同じように答えていただいて、随分地域の事業所がニーズもあり安心したという記憶があるので、変わらぬ方針を聞かせていただいてほっとしました。ありがとうございます。

#### ○委員長

他にいかがでしょうか。

#### ○委員

46ページの訪問系サービスのところで、利用状況で重度障害者等包括支援は実際に利用がなかったという説明がありました。このあたりの事情は行政としてはあつてしかるべきだという考えがあつて、利用者の立場でも、あるいは国の方針からもそのような項目が出てくるであろうと思っています。ところが、実際には利用者がゼロということですね。

同じようなことで58ページですが、指定相談支援で、同じく年間で地域定着支援もさかのぼって平成24年度から平成26年度までゼロとなっています。どうして利用者がいないのか、何か原因があるのか。あるいは本来であれば利用してしかるべきだと考えられるのか、そのあたりの事情をご説明いただきたいと思います。

#### ○事務局

今ご指摘がありました重度障害者等包括支援、及び地域定着支援に関して、事業所がまた立ち上がっていないという実情があります。地域定着支援については行うことのできる事業所はあるのですが、今の人的配置ではそこまで手が出せない状況です。ニーズはあるのですが、提供していただける事業所が不足しているということで少ない数字となっています。

#### ○委員

54ページで日中系活動サービスの見込み量の表があります。これを見ますと、例えば生活介護については49ページの実績で平成26年度は見込みですが690人、平成27年度で725人、760人、800人と、年間三十数名増えていくという、これは過去の伸び率を反映したものかと思えます。

次に飛びますが、就労移行支援を見ますと、平成26年度末見込みが107人、平成27年度が135人、それから170人、210人と増えています。ただ、ここの読みが例えば就労移行の実績で見ると、平成24年度、平成25年度はほとんど変わらず70人で、平成26年度に入って107人と伸び、その伸び率が今後も3年間続くであろうという見込みですね。今度は同じ表の就労継続支援(B型)で見ますと、平成26年度末が533人となっています。これは3年間で540人、545人、550人ということで、ほとんど横ばいです。これまでの3年間もあまり増えていません。

これを見ますと、毎年特別支援学校等学校教育が終わって、福祉就労の場へ行かれる方が少なくとも30人前後はいらっしゃるのので、その方の受け皿としては今までだと感覚的に就労継続支援（B型）を増やしてくるというイメージがあったのですが、この3年間の実績とこれからの見通しで行くと、就労継続支援（B型）はそれほど行く人がいないのか、あるいは就労移行が増えているところを見ると、就労継続支援（B型）から一般就労への移行なりを経過していく方が、42ページで、年間移行する方の数を平成24年度で30人であったので、29年度には90人まで増やすとなっており、この数字との関連があるのかなと思ったのですが、要するに、一般就労に行く人が年間30人は最低いて、年々伸ばして行って、平成29年度には年間90人就職するのだから、B型は増やさなくてもよいという判断なのではないでしょうか。

ついでにその下、42ページの②で、就労移行支援事業の利用者数が平成25年度で71人、これを平成29年度には142人の利用者にしようという考え方は国が出しているものですが、実際には54ページの就労移行支援の平成29年度の人数は210人になっています。国は2倍にはしてほしいという数字を出しているのですが、川口市においては210人にしますという計画になっています。このあたりが就労継続支援（B型）と就労移行と一般就労との関連性の中で、どのように整理されているのか、少し考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○事務局

委員のご指摘の通り、就労移行支援が急激に伸びていて、就労継続支援（B型）はそれほど伸びないという考え方ですが、国の計画もあるように、今ちょうど特別支援学校を卒業する方も、いきなり就労継続支援（B型）という考え方がなく、まずは就労移行で、それでチャレンジしてみて、その結果就労継続支援（B型）になるのか、一般就労ができるのかといった課題も出されています。それと川口市の施設の状況を見ますと、就労移行支援事業所が3年前と比べて、第3期の計画を作った時と比べて倍近く増えて、受け入れ体制も整ってきているということから、今回このような形を取らせていただき、あくまでも目指すものは一般就労なのですが、不可能な場合は就労継続支援（B型）という考え方に基づいて数字を出しています。

#### ○委員

少し心配なのは、就労継続支援（B型）の定数が今回同じであるということは、就労継続支援（B型）の利用者は出る人がいて入ってくる人がいるという形なら単純によいわけですね。ところが、就労移行支援が就職する人向けに考えている仕組みだとすると、就労移行支援の方は、一定期間で終了するため、新たに人が入ってくるのだから、それほどキャパシティを増やさなくてもよいのではないかとは思いますが、就労継続支援（B型）ではどちらかといえば就労移行支援が少し難しい、ましては一般就労が難しい方を受け止められているのだとすると、就労継続支援（B型）の数がほとんど増えない計画でどうなのかなと単純に思いました。

あともう一つ考えられるのは、就労継続支援（B型）が定数と現員数のところで相当程度キャパシティが残っていて、この後の平成29年度までは今のキャパシティで十分対応できるという見通しがあればこれも考えられると思います。

#### ○事務局

就労継続支援（B型）は今、現状でかなり幅広く受け止めていただいています。就労の方もそうなのですが、生活介護の方に移行される方も少し考えています。本来は生活介護ではないかという方が就労継続支援（B型）で、そのような方は生活介護のキャパシティが上がればそちらの方に移行すると考えられます。そのような形で、ちょうど中間にある就労継続支援（B型）はそれほど

変化がないのではないかとということが市としての予測です。

#### ○委員

生活介護に行く人、一般就労に行く人、あるいは就労移行支援に行く人、そういった出ていく部分と入ってくる部分が大体同じぐらいではないかということですね。分かりました。

それと、共同生活援助（グループホーム）の方の目標量について57ページで、こちらでも同じように平成26年度末見込みでは、グループホームの人数が197人で、平成27年度で220人、平成28年度で245人、平成29年度で270人ということで、20人前後増えていくという見通しです。実際に取り組むことのできる事業主体がどれぐらいあるかとも関係があるのですが、数字的に言うとちょっと少ないかなという感じがします。

というのは、施設入所支援については、国が削減方針という中で、川口市はやはり実態から言ってそのようなことは無理だという大前提があり、少なくとも施設入所支援をもし対象とする方がいたら、待機者が必ず入るからこれは減らさないという実態を反映していただいております。こちらについては大変ありがたいと思っています。

ただ、グループホームを利用する方の待機者は、今までの伸び率を考えると、こんなものかなとは思いますが、実態からするともっともっとこれから増やしていかないと、本当に暮らしの場がなくなっていくのではないだろうかと思います。

後でまた課題のところでも触れたいと思うのですが、グループホームはいろいろな方が受け止められるようになってきています。例えば高齢の方であるとか、あるいは日中仕事に行けないような方も含めて、暮らしの場としてのホームがいろいろな役割を担っていくことになると思います。そうした場合に、今あるようなホームばかり作っていくのではなくて、もう少しいろいろな利用者の実態にあった対応ができるようなホームを作っていくという視点がこれから必要になってくるとすると、今までの伸び率だけでは考えられない要素があるのではないかと思います。数字的にいくつとは言えませんが、現状からすると少し少ない印象を持ちました。

#### ○事務局

確かに待機者というくくりから考えても、需要はもっとあると認識をしています。ただ、グループホームが市内に建設される予定かどうかということで、この数字は出ささせていただきました。今のところはお相談等各事業者からいただいているわけですが、見込みではこのぐらいは増えるのではないかと思います。実際に入りたいという希望の方の数を反映した数値ではありません。

#### ○委員長

ありがとうございました。今のところアンケートを採って、そちらが反映されているのかということ。あとは目標値、利用数というものがずっと伸びていないものがあるけれども、これはどうということかということ。それから就労移行支援について。そして今のグループホームのことについてご意見をいただきました。他に何かありますか。

#### ○委員

児童の方のサービスの中で、障害児だけのもので放課後保育、学校から帰ってきてからのサービスを行っているところがあるのでしょうか。

#### ○事務局

今現在、小学校に上がっている方、それから高等部を卒業するまでの方が利用できるサービス

として、放課後等デイサービスというものが平成24年度から法律の改正に伴って数が増えました。今、川口市内だけでも20か所以上できています。すべての事業所がおおむね小規模なので、定員数については各事業所10人程度の子どもが通うことになるのですが、この数は今のところまだ増え続けている状況です。今のところ施設の数が少なくてもどこにも通う場所がないといった状態にはなっていません。親御さんと子どもさんのご希望に沿った形でデイサービスに通っていただくことができている状況になっています。

○委員

その施設は民間委託でされているのですか。

○事務局

市直営でやっている事業所はありません。

○委員長

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

○委員

54ページですが、表の一番下の短期入所（ショートステイ）は実際に利用しようとする、あるいは突発的に家庭の事情等で必要が出てくるケースだと思うのですが、この数字については、人数が月間で出ているようです。これは現状からすると少ないような気がします。ニーズに基づいて数字をはじき出しているのでしょうか。あるいは場合によっては受け皿との関係でこのような数字を出しておられるのでしょうか。いずれにしても、数字が平成27年度から平成29年度までの3年間でほとんど動いていない気がします。そのあたりのご説明をお願いします。

○事務局

これも先ほどと同じで、ニーズはもっとあると思います。ただ、受け皿の問題で、これぐらいしか伸びが見込めないと考えています。

○委員

自分も親のケースで、ショートステイ等を利用したことがあります。家庭で面倒を見ていると、非常に心労というか大変なこともあり、そのようなところが利用できればということなのですが、可能であれば、計画の中においても受け皿がないということに対する内容だけでなく、もう少し日常生活をスムーズに、あるいは面倒を見るものが過重な負担になって倒れることがないようにできたらいいなと思いますので、そのあたりお願いしたいと思います。

○委員長

今の委員のご意見を踏まえて、また考えていただくということではよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○委員

同じく54ページですが、就労継続支援（A型）は特に平成29年度で非常に多くなっているのですが、このあたりの根拠はどのようなものなのでしょうか。

○事務局

こちらでも就労継続支援（A型）についても過去の伸び率を勘案しまして、このような数字を出した次第です。

就労継続支援（A型）に関しては、市内の事業所はそれほど増えていないのですが、実は市外の事業所が結構増えています。市外の就労継続支援（A型）に通われている方が、市内よりも多いというのが実情です。

○委員

就労継続支援（A型）の件についてですが、実際に就労継続支援（A型）の場合、ハローワークの方に求人が出てきます。その関係で説明をしますと、最近特に大都市圏を中心に、民間株式会社の就労継続支援（A型）が増えています。例えば先日北関東ブロックの障害者就業・生活支援センターの会合があり、そこでもあちらこちらで話がありました。やはり民間の場合、確かに数はありますが、中身としてどうかという問題が出てきます。ですから、受け皿的な部分で言うと、確かにその数は増えてきていますが、例えば私が知っている範囲で言うと、年明けの1月にさいたま市の南区に民間企業がシイタケ栽培を就労継続支援（A型）でやりたいという予定を聞いています。川口市にはないのですが、他の地域ですと就労継続支援（A型）の事業者については結構増えてきています。

○委員長

ありがとうございます。他に何かございますか。

○委員

見込み量算出の考え方について、いろいろお考えになってやられているようですが、ここに書いてあるものは同じ文言で、サービス利用状況の推移から見込み量を算出したということしか書いていません。もう少しその辺を工夫した方がいい気がします。

○委員長

ありがとうございます。書き方の工夫ということでした。

○事務局

委員長と相談の上、もう少し詳しく分かりやすいように整理させていただきます。

○委員長

他に何かございませんか。

○委員

私はまだ動けますので、それほど感じなかったのですが、重度心身障害者のものではないかと思しますので、そちらの方をもう少し考えた方がいいと思いました。

○委員長

特に重度の難病の方ということですね。ありがとうございます。そうですね。難病の方自身が制度の対象になってきたのが今年度からなので、これからどのようなニーズが出てきて、どういったところが足りなくなるのかというのが、まだ完全には想定しきれないところもあるかと思えます。



進めていきながら、ニーズが見えてきて、足りないようなところが出てきたら、また随時市で対応していくことになっていくのでしょうか。

○事務局

確かに難病の方で重度の方は大変に厳しいというお話を伺っています。なかなかサービス利用まで周知が至っていないという状況がありますが、これから来年度にかけて、難病の方に関しましては重点的に周知活動を行い、ニーズを拾い上げ、それをサービスにつなげていく活動をしていきたいと思っています。

特に重い方に関しては、先ほどもご指摘がありましたが、重度障害者等包括支援でなかなか手を上げてくれる事業所がないなど、いろいろな問題点があるのですが、そのような課題も粛々と進めて、何とかニーズに応えられるように施設整備、及び事業者への協力依頼をしていきたいと思っています。

○委員長

ありがとうございました。他に何かございませんか。

○委員

単純に数字が増えて、見込み量が設定されていけば、それだけ福祉的な支援も増えてきているという理解でよいのかなと思います。

あとは就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）については施策ですから、これは就労継続支援（A型）が伸びているということで、会社も精神障害のある方の雇用が多いようですが、期待してよいかなと思います。

○委員長

他に何かありますか。

○委員

うちは身体障害者の方の入所施設がありまして、ショートステイが2人部屋しかないのですが、先日その利用状況を調べましたら、ほぼ100%を超えている状況となっていました。朝出ていったら、夕方には入っているという状況がここ何年か続いています。簡単に言うと、ショートステイの利用者は、入所待機の方なのですけれども、ご家族の都合でどうしても見ることができない事情があるということが非常に多いのです。だから入所を増やすというのが非常に難しい状況なので、何かいい方法があればと思います。

もう一つは知的障害についてですが、こちらでもショートステイが非常に混んでいます。まだ今年度は8か月でトータルは出ていませんが、開所して3か月ぐらいでショートが埋まり始めて、四つあるのですがほぼフル回転の状況です。どこの施設もショートは非常に混んでいます。

○委員長

ニーズがそれだけあるということですね。

○委員

そうですね。絶対数が足りないといえればそれまでなのですが、ショートステイだけで運営できるかという、これまた別問題なのです。ショートステイの施設だけ作るということは、運営的に

厳しい状況にあります。

○委員長

そうですね。入っていない日が読めないと収入がなくなりますからね。

○委員

やはり入所とセットでないと、ショートステイというのは難しいと思います。

○委員長

ご意見ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。

○委員

皆さんのご意見を聞きながら初めて聞くことも多く、やっぱり周知していくことが大事だなと思いました。

○委員長

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

○委員

60ページの地域移行支援のサービス見込量ですが、これも実績から出されたと思うのですが、平成27年度、平成28年度、平成29年度で12人という数はなかなか増えにくいようなものかと思われます。例えば精神障害者の地域移行支援について、今後何か川口市で取組を予定されているなど、工夫していく点がありましたら教えてください。

○事務局

精神障害者の地域移行支援というのは退院促進になります。その取組に関しては、市の方では特別に何か行うということはないのですが、埼玉県に協力をしながら、ケアカウンセリング事業と協力をして、精神障害者の退院促進を進めています。川口市精神障害者の会「よつば」という当事者会の協力も得て、カウンセリングという位置付けの中で退院促進を行っています。そこと連携をしながら、地域移行支援ができればという考えを持っています。

○委員長

他にございますでしょうか。

○副委員長

利用量の見込みということで、ニーズだけではなく、実際の整備の現実性も踏まえて検討されていたようですが、これは事務局だと答えにくいかもしれませんが、例えば先ほどの就労継続支援（A型）がずいぶん伸びているということに関して、市外の事業所を利用する市民がいるために比較的ニーズに沿った形で見込みが立てやすいというお話がありました。ただ、逆に言うと、市内での就労継続支援（A型）というのはなかなか事業所自体が出てきにくいのでしょうか。

○事務局

市内では就労継続支援（A型）の事業所の立ち上げについては、相談にも応じているのですが、

実際に川口市内で立ち上げたいという事業所の話はまだ来ていません。就労継続支援（A型）に限るような方ですと、電車・バスが利用できる方が非常に多いので、通勤も十分にできるため、東京都に出て仕事をしたいという方が多いのではないかと思います。

#### ○副委員長

逆に言うと、さいたま市の人が少ない川口市の事業所を使ったり、東京から来る人は多くないと思いますが、要は行政区域に限らず行動範囲を取ることのできる人はサービスを使っていいのだという制度だと思います。そのような乗り入れができるという状況の中で、このように比較的中核市を目指すような地域で事業所の手が上がらないということにはどのような背景があるのかなと思いました。さいたま市が伸びていて川口市が伸びないというのはなぜだろうという素朴な疑問があるのですが。

#### ○委員

私もよく分からないのですが、一つは就労継続支援（A型）が非常に大きい役割を担っていた時代は今とは一般就労の形態が違っていましたね。当時は障害者雇用と言うと、一般の方と同じようにきちんと定時まで働いて、そして最低賃金で契約をしてもらうような、要するに正社員なのですね。一方、今の進められている障害者雇用のかなりの部分が、例の雇用率達成について常勤換算方式であるため、短時間労働で雇用されます。そうすると、企業側は比較的負担が軽くて雇用ができるので、そのような障害の方々には実は一般就労の間口がぐっと広がったのです。以前はフルタイムで働けないとなかなか採用してもらえませんでした。でも実際の障害者の中には、毎日難しいけれども、短時間だったらいいよとか、いろいろな特性によって働き方が多様化してくるということで、就労のチャンスが生まれてきました。

そうすると、かつては正社員として働くことがなかなか一般就労の場でできない人が、その人の障害の状況を見ながらですが、就労継続支援（A型）に行ったのです。だから今はそのところがかなり緩やかになってきたので、就労継続支援（A型）に期待されている中身が変わってきています。むしろ今度は、企業サイドでその障害者の方の働く力をどのように上手に使うのが課題となります。障害者に働いていただくためには、いろいろな支援が必要になりますので、自分のところの社員を使っていろいろ指導をしていくという費用がかさみます。就労継続支援（A型）にすれば、そこに関わって指導をしてくださる職員の人件費は制度で出ます。そのような意味では、企業の方の都合で出てきていると思います。

最低賃金できちんと給料が払えるような企業的な裏付けのあるところは取り組みやすいのです。障害者を雇っても、その人たちに关わる支援費用が制度としてあります。一般企業の中で障害者を雇って、自分のところの社員に面倒を見てもらうよりはやりやすいです。障害のある方々がやりやすいような仕事という、かなり単純化されていて、最近増えてきているのはいろいろな生鮮野菜の袋詰め等出荷する前の作業であればかなりのボリュームがあるため、やっていただける部分も相当あります。福祉的な観点ではなく、そのような企業側のメリットが就労継続支援（A型）にはあるのです。

#### ○委員

先ほどお話をした株式系、法人系については、そのようなきらいは結構あると思います。実際に仕事内容から言うと、採算を取っていくのが非常に難しい仕事が多いため、まずは短時間、なおかつ最低賃金に近い金額になります。あとは、福祉的な視点から言えば、利用料が入りまして、なおかつ国から給料の補助をする助成金が就労継続支援（A型）は少し前までは全体的に出ていたの

ですが、そういった意味では採算が取れている状態です。ですから、仕事内容についても、例えば時間を長くすると人件費が上がるため、そういったことを踏まえて短い時間帯で頭数を増やす方が企業としては利益を考えるとメリットがあるのではないかと思います。

あとは助成金の話で、今までは無条件だったのですが、ちょっと1点気になっていくのが、昨年の10月からサービスの中で暫定支給決定を行う場合については、助成金が支給されないという形に制度が変わりました。そこでどのような動きになってくるか、そこまでの情報は入ってきませんが、もしかしたら就労継続支援（A型）の利用者に対して企業側の方が助成金に該当する方だけを採用していくということを考えた場合については、市町村によってずいぶん差が出てくる可能性があると思います。まだいろいろなデータは入っていませんが、その辺は危惧されるのでしょうか。

ですから、先ほどのお話の通り、企業側のメリットで言うと、就労継続支援（A型）にした場合については、公的なものがいろいろと入ってくることによってかなり運用しているという点はあると思います。

#### ○委員

関連して、このような計画を作っていく時に、以前から比べると福祉系以外の事業主体の方が就労継続支援（A型）をしたり、就労移行、あるいは就労継続支援（B型）であったり、生活介護を運営する時代です。そうすると、その部分ではいろいろな障害者にとって利用できる福祉資源が増えてきた、幅も広がってきた、選択肢も増えたというメリットがあります。一方で、福祉的支援のウェイトの高い方たちの場をどうやって地域に確保するかということを考えていかないと、数字的には就労移行は増えたけれども、増えている中身を見たらどちらかということと企業系のところが多くて、ある特定の障害者層をイメージして、その活動をやっていっちゃいます。すると、そこになじまない、より重度な障害のある方たちの取組は、それほど増えていないということです。表の数字だけ増えていて、もうその事業種別はそれでよいのだとは考えられないですね。そこを見極めながらやっていくのがこの後の課題の話だろうとは思っています。数字的には確かにこういうことにせざるを得ないですが、中身的にどうやってそれをやるのかというのは思います。

#### ○委員長

ありがとうございました。それではまだもう一つご協議をいただかなければ事項がありますので、次に移らせていただいて、時間があるようでしたら最後にまたご意見を賜ればと思います。

---

## 2 議 題

### ②重点的な取組について

---

#### ○委員長

それでは続きまして重点的な取組について、事務局よりご説明をお願いします。

#### ○事務局

第5章の重点的な取組についてご説明します。第4期川口市障害者自立支援福祉計画における重点的な取組の枠組みとしてということですが、基本的にはこれまで行ってきた第3期川口市障害者自立支援福祉計画を踏襲しているものがほとんどです。ただし、今回新たに障害を持つ子どもに対して、法律の改正もありましたことから、4本目の柱として加えさせていただいて、障害者のみ

ならず障害のある子どもさんに対してもスポットをあてながら、福祉計画を進めていきたいと考えています。

今回の内容については、第3期川口市障害者自立支援福祉計画までの計画の踏襲と申し上げましたが、市民アンケートや関係団体・事業所に向けて行いましたアンケートの結果も踏まえて、新しくしたものもございます。4本の柱があり、1番目が相談支援のさらなる充実、2番目が利用者目線での情報提供の工夫、3番目が住まいの確保、4番目が障害児サービスの充実となります。それぞれ簡単に説明しますと、川口市はこの障害者総合支援法の前障害者自立支援法が施行された当時から、相談支援事業というものを目玉の一つに挙げてきました。市内10の地域の中に最低でも一つの相談支援センターを設置するという目標も既に達成されております。今後なお一層地域にお住まいの方に相談支援センターを知ってもらうとともに、市役所に来なくても相談支援センターで相談ができる体制を進めていければと考えています。専門的な知識も今後ますます増えていきます。難病の方たちも支援の対象になりました。高次脳機能障害の方たちについても、今後一層の支援が必要になります。発達障害の方もどんどん増えている状態ですので、そういった方々のニーズに応じられるような専門性の高いセンターの設置を目指していく次第です。

2番目、利用者目線での情報提供の区分について。これまでも広報かわぐちやホームページ等を使って情報提供には努めてきましたが、やはりアンケート等を集約したところ、それでもまだ情報が届いていない方たちの回答が非常に多くありました。今後は媒体での提供だけではなく、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員という方々にご理解・ご協力をいただき、人を介した情報発信というものを進めていきたいと考えています。

3番目、住まいの確保について。今回の委員会でも議論されていましたが、入所施設・グループホーム・ショートステイのニーズは本当に高い状況です。その中でなかなか入所施設が作ることができないとか、グループホームについても本当はニーズがもっと高いのではないかとご指摘がありました。実際にその通りです。グループホームの希望者は非常に多くいらっしゃいますが、なかなかホームの設置が難しい状況が続いています。そのニーズに対応することが難しい現状が実態としてはあるのですが、ただ一方で先ほど委員からもありましたが、こういったショートステイのニーズに対して、なんとか手が打てないかということがありますので、今現在川口市の福祉計画の中に、通過型の総合施設の設置の研究という文言がありますが、こちらについては川口市自立支援協議会の中にある暮らし部会で検討していただくよう依頼をしています。ついては、暮らし部会の中でプロジェクトチームが立ち上がりまして、市内の障害者施設運営団体連絡会と協議をしながら、今後そういったニーズ対応について研究していく動きになっています。

4番目、障害児サービスの充実について。平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児に対するサービスが一元化されました。これまで障害をもつ子どもさんたちは、児童福祉法の中での福祉サービスというのが少し脆弱で、障害者の中の子どもという形を取ってきましたが、今後は児童福祉法の中に障害児というものが明確に出てきましたので、その法律の趣旨を十分に理解した上で、子どもさんたちの福祉サービスの充実に努めていきたいと考えています。

続いて75ページをごらんください。訪問系サービスにおける重点的な取組です。障害をおもちの方々が、適切にサービスが受けられるように、サービス提供事業所に対して障害特性を理解したヘルパーの確保や養成、そしてきめ細かに介護を行う方たちの支援や、質の高いサービスの提供というものを川口市は目指していきたいと考えています。

続いて、これは前期計画とも変わらないところではありますが、ヘルパーの質の向上を1番目に挙げています。ヘルパーたちはもちろんそれ相応のスキルをお持ちで、知識も十分ではありますが、とはいえ各事業所の活動が主になります。情報交換等を行う場所があれば、その中でこういった障害をお持ちの方にはどういったケアが適切だったかという議論ができるということがご意見

としてありますので、ヘルパー相互の情報交換の推進というものを進めていきたいと考えています。

2番目、ヘルパー事業所の拡大と連携について。ヘルパーの事業所は今数としては70以上あるのですが、それでも時間帯によっては確保ができず、利用者が時間をずらしながらヘルパーを利用する実態もあります。その中で今後は、障害福祉サービスの中だけでの事業所に対してではなく、介護保険事業者に対しても障害者総合支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与促進について依頼しながら、人材の確保に努めていきたいと考えています。

3番目、相談支援事業所とヘルパー事業所との連携について。ヘルパー事業所が抱えている困難ケースに関しては、障害をもつ方の特性ですとか、生活のスタイルによってなかなか単体事業所で支えていくのが困難な場合も多くあります。そういった中で、相談支援事業所や関係機関に関与していただいて、複数で、チームの形によりアプローチをしながらサポートしていくことを検討していきたいと考えています。

4番目、支給基準による障害福祉サービスの提供について。市側があくまでも一方的に基準を決めるという仕組みは取りたくないということで、川口市自立支援協議会の中で支給基準については検討しながら、継続して見直し等を行っていきたいと考えています。

5番目、適切なサービスの支給について。適切なサービスの利用の調整を行うために、サービス更新時におけるアセスメントの実施ということで、あくまでも利用される方の口から出た言葉だけで支給量を決定するのではなく、その方の置かれている家庭の環境や背景なども勘案しながら、必要に迫られているサービスについては、十分に提供していくことを考えております。

続いて77ページをごらんください。こちらは日中活動系サービスにおける重点的な取組です。地域の中で居場所を確保することが重要とされています。川口市では、不本意な在宅者を出さないとしていますので、そういった中で地域における日中活動の支援については、十分に必要量を確保したいと考えています。

その中の1番目、地域及び利用者ニーズに合わせた設置配置の検討についてですが、重点的な取組としては、利用者自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進を挙げています。現在川口市でも、関係機関のご尽力のおかげもあり、施設はかなり増えています。それでもやはりまだ十分には各施設の特性を理解して、選んで通っているという方たちだけではないことを存じています。その中で各施設の持っている特性や、特徴などを十分に周知しながら、利用者が自分たちで考えて利用できる施設づくり、環境づくり、地域づくりというものをやっていきたいと考えています。

2番目、就労支援事業所の充実について。当市には川口市障害者就労支援センターがありますので、そのセンター機能を十分に活用しながら、各事業所と連携強化を進めながら、就労事業所の充実を進めていきたいと考えています。

3番目、市内施設間の連携を図る支援の実施について。就労支援事業所の充実で川口市自立支援協議会結ぶ部会におけるネットワークの強化検討というものがあります。自立支援協議会とその下の川口市内の障害者施設運営団体連絡会等々、そういった機関に働きかけながら、市内の施設の連携を図っていきたいと考えています。

4番目、障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施について。こちらは施設を選べるというところにかかってくるのですが、その方に本当に必要な施設を障害者ケアマネジメントという手法を利用しながら、適切に利用者に情報提供と施設運営の案内をしていきたいと考えています。

続いて78ページをごらんください。(3)居住系サービスにおける重点的な取組です。居住系のサービスにはグループホームの充実や、入所施設とかショートステイの内容が入ってきます。こちらは非常に重要な内容ですが、なかなか資源の調達が難しい実態があるため、その中でも自分たちの住む場所に困る人が出ないような支援はどうすればいいのかというものを全体的に検討していくことになっています。

①グループホームの充実とありますが、施設機能のレベルアップ等事業の充実について、今現在の施設の機能が十分ではないということではなく、今後さらなるいろいろなサービスを利用されたいという方たちのニーズが出てくることが予測されますので、そこに適していけるようなレベルアップの方法を各施設の方々に協力をいただきながら、市側でも考えていきたいと考えています。

2番目、拠点となる通過型総合施設の設置の研究について。こちらは先ほど申し上げましたが、川口市自立支援協議会の中にある結ぶ部会、暮らし部会のプロジェクトチームということで、入所施設にどういったものが必要になるのか、あるいは通過型とはどういったものが必要かを検討していきたいと考えています。

3番目、施設利用待機者の状況把握と入所調整とありますが、情報提供に修正させていただきます。ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定について、今では措置ではない時代に入りましたので、契約制度の趣旨を捉えて、利用されたい方、希望されている方々に必要なサービスの状況と情報提供というものを十分にしながら、どのような手続きが必要になるのか考えていきます。

4番目、地域移行・地域定着の充実について、生活保護の部署等も関われるよう依頼をかけていきたいと考えています。

続きまして79ページをごらんください。障害児サービスにおける重点的な取組です。これは新たな柱に基づいていますが、児童福祉法に基づいて障害児が安心して地域で生活していくための必要なサービスを関係機関と連携しながら提供していく次第です。今回新たな仕組みですが、三つほど項目を用意しました。一つ目が児童福祉法を通じた支援です。そして2番目が児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供ですが、これはこれまでも申し上げた通り、障害者の方々と同じように、子どもたちが抱えるそれぞれのニーズと、子どもに関して言うと、特に家庭環境におけるニーズがありますので、それに応じたサービス提供ができるような反映をしていきたいと考えています。需要への対応というものが3番目にありますが、現在、放課後等デイサービスについては、利用ができない子どもたちがいないような状況を何とか確保できていますが、今後もそういった状況を維持していくこととなります。そして、小学校に上がる前の未就学児童の施設がまだ少ない状況にありますので、未就学児童の通える専門的な施設の設置というものを検討していきます。

80ページをごらんください。地域生活支援事業における重点的な取組です。利用者の身近な地域で利用者の立場に立ち、いつでも気軽に相談できる体制があることが大きな安心につながるということで、そういったものの推進をこちらに挙げています。共に新規です。1番目、理解促進・研修・啓発ということで、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催する予定です。2番目、自発的活動支援事業ということで、障害をお持ちの方々がそれぞれ展開している活動などを市側も支援していくということを検討しています。

続いて81ページをごらんください。③相談支援事業についてですが、川口市は相談支援事業を市の目玉として行ってききましたので、これまでの取組も非常に多ですし、重点的な取組も非常に数多くなっています。地域に密着した身近な相談窓口の設置・推進ということで、各地域に分かれた相談支援センターがそれぞれ有機的に地域の方々と密着しながら、相談を行えるような状況ができるよう支援していくものです。障害者総合窓口の充実や、地域の身近な相談者として期待される民生・児童委員の方に対して、障害をお持ちの方々の理解促進のために研修会等の実施も検討しております。夜間・休日相談支援体制の充実ですとか、身体障害者相談員の方、知的障害者相談員の方とも十分に連携をし、障害をお持ちの方たちの相談に対応できるよう努めていきたいと考えています。続いて障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援や、サービス等利用計画を作成できる事業所の指定・推薦、自己作成者への支援について。昨今サービスを利用する際には、サービス等利用計画というものを作ることが必須項目になっていますが、この制度自体を周知するのも不十

分な状況が続いています。そういったサービス等利用計画がスムーズに作成できるように、地域に広く周知しながら、そういった支援を行っていきたいと考えています。障害者虐待防止センターの充実、発達障害に対する相談支援体制の充実についても、今後とも検討していく次第です。

④成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業ですが、こちらについては新しい言葉になっていますので、こういった文言ですとか内容ですとか、こういった仕組みなのだということを普及啓発していきたいと考えています。

5番目、意思疎通支援事業です。こちらについては、登録手話通訳者のさらなる拡充としました。

6番目、日常生活用具給付等事業について、日常生活用具給付事業の普及啓発と、必要と認められる日常生活用具の提供に関しては身体障害、特に肢体不自由な方々がご利用の制度ですが、お風呂に入りやすくする用具や、トイレを使いやすくする用具、ベッドに乗り降りする際に体を支えるのに補助できるような用具といったものがさまざまあります。それに対して市側では補助等を行っているわけですが、新たな用具の研究等も検討していきたいと考えています。

7番目、手話奉仕員養成研修事業ということで、手話奉仕員の養成研修の充実としています。

8番目、移動支援事業。実績やニーズの把握に努め、充実した制度となるための委託事業所の充実ということで、今後とも利用者のニーズに応じてサービスを提供していただける事業者には、数が不足にならないように十分に充実するよう努めていきたいと感じています。

9番目、地域活動支援センター事業について、新たに難病の方、発達障害の方、高次脳機能障害の方で支援を必要とされる方が増えていますので、そういった方々の利用を可能とするように、事業所間で周知・連携を取りながら、どのような方々もスムーズに利用ができるようにと思います。仲間づくりのきっかけの場ということが、もともとの地域活動支援センターの機能にはありましたが、今後とも障害を持った方々が孤立をしないための機能を十分に持ってもらいたいと考えています。そして自助グループやボランティアの育成、ケアサロン・ケアカウンセリング活動の支援事業の実施といったところも、今後とも力を入れていきたいと考えています。

#### ○委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から重点的な取組の4本の柱、そして取組の内容をご説明いただきました。こちらについてご協議をお願いします。ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

#### ○委員

自立支援協議会で事前に配布していただいて、意見交換をしましたので、そこで出た意見も含めてお話しします。

まず74ページです。住まいの確保のところ、グループホーム等の設置についての各種の支援を強化していきますという文言があり、先ほど数値目標のところでも出たのですが、実は日中活動の場合は役割と機能分化が割とはっきりしていて、生活介護・移行支援となっています。ところが、グループホームについてはグループホームという制度しかなく、川口の地域課題で言うと全然まだハードが足りないという中では、一つの制度で多様な人を今後受け入れていくにあたっては、設置だけではなく、運営という概念も入れた方がいいのではないかとということです。要するに、設置・運営についても各種の支援を強化していくという意見が出ました。

それから77ページの②就労支援事業所の充実というところで、右側の白丸の2番目で就労移行の推進と出てきます。国の意識もそこが相当強いことは理解するのですが、もう一つ概念を加えるなら定着ということでお願いしたいです。要するに誰のための制度かということ、本人たちがやっ



ぱり安心できるという意味では、入り口だけではなくて、その先の安心して働き続けられる支援が必要ではないかというのが出ています。

それから81ページの④について、これは書き方の問題だと思うのですが、右側で成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の普及・啓発と出てきたときに、この普及・啓発がどちらにも掛かることなのだという書き方を明確にした方がいいと思います。要するに、法人後見だけが普及・啓発ではなく、後見もまだまだ足りないという指摘が出ていました。

この先は私が個人的に感じたことです。まず78ページの③で、施設利用者の待機者の状況把握がとても大事だと思っています。今、県内で1,000人近い待機者がいると思いますが、このような話が出ています。入所施設に利用希望を出していたのだけれども、いきなり秩父の方の施設で空いているよと言われたけれども、いろいろなものを断ち切ってまで行かなければならないのかやはり悩んでしまうと。その辺も希望の背景としてはあるだろうとは思っているのが一つです。

それから80ページで、地域生活支援事業の研修・啓発のところ、非常に細かいことだとは思いますが、私などいろいろなところで話をする時には、障害の理解と障害者の理解、二つのことで構造化した話をします。この辺、不理解とか差別・偏見という時には、者ではなくて障害そのものへの不理解が背景であることがどうも多いようですので、この辺少し概念の精査をした方がいいと思っています。

そのような意味では、次のページの発達障害に対する相談支援体制というのが出てくるのですが、発達障害のある人に対してなのか、発達障害というものについてなのかというのが少し不明瞭だなと思います。

最後、82ページの地域生活支援センター事業のところでは、市としては入り口の社会資源だと位置付けるのだということです。要するに在宅だった人が、いろいろな社会につながるためということでやっているのですが、実体的には逆に今はなりつつあります。特に発達障害のある人の場合、いろいろな事業所に行ってもうちではないと断られて、最後に地域生活支援センターにたどり着くということです。ここが吹きだまりのようになってしまっているという事実についてやはり地域課題にして、地域活動支援センターの拡充と充実の根拠にさせていただけるといいなと思いました。

#### ○委員長

ありがとうございました。今、委員からは7点ありました。グループホームについては運営ということも入れた方がいいのではないかということ、就労は定着ということが重要であるということ、待機者の問題、そして障害者と障害の理解は別ではないかということで、これは発達障害に関してそうではないかということですね。あとは地域活動支援センターの活用の方法といったことを出していただきました。他にいかがでしょうか。

#### ○委員

78ページなのですが、居住系サービスでグループホームが必要だということで、充実という項目があります。重点的な課題として、施設機能のレベルアップ、事業充実というのが挙げられているのですが、この背景としては第3期のまとめをしていく中で38ページが、第3期計画を振り返っていろいろ検討してきた課題を第4期計画に向けて整理しているページになっています。下から5行目に居住系サービスというのがあって、ここでも挙げられているのですが、やはり入所施設やグループホームの確保が必要であるとあって、その次に利用者の実態に対応できるグループホームの整備というものが挙げられています。多分この背景には、多様な人たちを受け止めるのにグループホームという一つの制度・形態で対応できるのか、それがむしろ課題になっていると思います。

具体的にそこで言いますと、例えば今、20年やっていると、最初に入った方たちはかなり高

齢で、今年後期高齢者になった方もいます。それから、親御さんたちが高齢化してきていてみられなくなると、お子さん自身も40代後半、50代ですから、ホームを利用するようになって、高齢化が間近にあるということになります。そういう利用者の高齢化にどのように対応していくのかというのは、今後とても大きな課題だと思います。特に要介護状況になってくると、今のグループホームではもう物理的に対応できません。入浴設備からお手洗いから何から、2階に上がることができないため、本当に切羽詰まった問題という部分があります。

それから、当然高齢化とも関連してくるのですが、今のグループホームの仕組みというのは、平日の日中はそれぞれ適した日中活動の場に参加していただく前提ですから利用者さんがいますので、日中はスタッフ体制がないに等しいわけです。そうすると、そのような中で年を重ねて毎日行くのがしんどいという人が、今日は1日グループホームで休みたいといったことになってきます。それから、例えばあとは精神系の方などは気分の変動が激しいですから、ちょっと閉じこもる時期があります。そのようなことで、今まで日中支援はしない前提だった施設ですが、利用者の様子を見ると日中支援を前提としたグループホームでないといけないのだというものが明らかに出てきています。

そのようなことを勘案して、第4期計画の重点的な取組を考えていくと、確かに施設機能のレベルアップと事業充実には違いないのですが、もう少し具体的に利用者の高齢化への対応や、38ページの言葉の引用で、利用者の実態に対応できるグループホームの整備など、そういうのでやった方が分かりやすいのではないかと思います。

あとは関連して、身体障害者の方のグループホームというのは、実はないのです。身体障害者・肢体不自由系の方々を受けられるというと、程度にもよりますが、単純に考えても構造的なところからバリアフリーで作らなければいけません。それから、あとは入所施設のところでも話が出たのですが、重度心身障害の方など、医療的なケアが必要な方たちの暮らしの場ということを考えた時に、そのような方を対象とした、あるいは受け止められるグループホームというものこれから必要になってきます。そういった視点を第4期計画の中で何らかの形で反映していくなど、その整備に向けて本当に真剣に研究・検討しようといったものを少し入れておいた方がよいと思いました。

#### ○委員長

ありがとうございました。今委員から出していただいた入所系のあり方についてですが、居住系のサービスですね。自分も高齢の、特に知的障害がある方などの研究を専門に行っているのですが、この間とある研究会で、厚労省の方たちがたくさん来ている中で、高齢の知的障害がある方たちの支援をこれからどのようにしていくかということが、国としても今思案に暮れているということが報告されていました。

例えば制度的な課題で言えば、介護保険と障害者の総合支援法との絡みをどうするのかといったことや、あとはそもそも知的障害がある方たちの、在宅で生活されている方たちがこれから高齢化していくと、老障介護、あるいは障老介護といった状況が生まれてきます。そういった中で、居宅で生活を継続していくのがこれから難しくなる方たちがかなり出てくるだろうということが言われていた中で、ではどうすればよいのかという具体策が出ていないということでした。

ここに関しては必ず障害がある方たちの高齢化というのはもうそこまで来ていますし、これからさらに進行していくので、今からどのように対応していくべきなのか。何が問題で何ができるのかというのは、研究課題としてあるといいなと個人的には思います。

#### ○委員

身体障害者向けのグループホームを考えてみますと、身体障害者向けの建物がそもそも論から

作り方が違いますので、新しく作って運営できるかというのがまず一番の問題だと思います。お風呂の形から、エレベーターも付けなければならないし、倉庫も必要だと考えると、新規に少人数で作って運営ができるかが一番の大きな問題だと思います。

それと自分のところは保育園もあり、各園に何人かの軽い障害の方がいるのですが、程度の軽い方ならば何とか対応はできます。ただ、身体障害のある方、それも園児となると、とても危険で一緒には置けないですね。子どもたちは駆けだしてぶつかってきますから。非常に危険なので、そうなる障害児園というのは別に作らなければまずいと思います。ところが、今の法律から言うと、障害児保育園というのは差別だということです。ところが、一緒にいる方がこの子にとって差別待遇を受けるわけです。隣の子と一緒にではないのです。必ず保育士さんが付いて、一つひとつ手助けをしてもらおう。周りの園児から見ると特別な子なのです。一緒にいる方が差別を受けているのではないかと思います。現実には障害がある子に対して、障害のない子といるのが幸せなのか、それも一つ少し考えてもらった方がいいと思っています。

#### ○委員長

障害者の権利条約の話ですね。インクルーシブ教育というところで、そこを分けるのはやめようという考えがある中で、実際の現場でやっていく難しさがあるということですね。ありがとうございます。他にいかがですか。

#### ○委員

アンケートの中での差別・偏見・疎外感を受けてのサービスメニューというのが簡単に書いてあるようですが、80ページで施設のいわゆるサービスをする側に対する教育によって理解を深めることの説明なのでしょうか。ただ、アンケートはそのようなことではなくて、差別についてとなると、現実にはそれをどうするのか。自立支援福祉計画の中では、枠にはまらない部分ではないかと思うのですが。差別についての市民アンケートを実施した意味にも関わります。私はそうであれば、教育がまずこれを解消するのは、まず家庭の親御さんの熱い愛情、あるいは家庭教育、それから学校教育、さらにその次は社会教育につながっていくと思うのですが、そのあたりを考えれば今の小さい子どもたちが大人になった時に、少しでもそういったことが解消されていくと思います。そういったことから、この自立支援福祉計画では、どのあたりを想定してアンケートを実施したのでしょうか。

アンケートに関しては率直な意見が出てくるわけですね。そうした時に、ここまでアンケートでいろいろなことを取っているながら、この自立支援福祉計画ではどんな程度、それを受けて実施しようとしているのか、全体の中で見えない部分がありますので、そのあたりのことを説明いただきたいのですが。

#### ○委員長

これは新規で今回入ってきたものですね。障害に関する普及・啓発、あるいは理解を深めることに関して具体的な方法ということですね。

#### ○事務局

理解促進・啓発につきましては、障害者総合支援法の市町村の必須事業として今回新たに位置付けられたものでございます。当然のことながら、今までも各種イベントを開催していたわけですが、これからもっと障害のある方もない方も共に生きていく、暮らしていくまちづくりというのが川口市の基本理念ですので、市民の方全般に対して障害の理解、障害者の理解を促すようないろいろ

るな啓発事業を、イベントなのか研修会なのか、まだ具体的なところはお示しができないのですが、そういったものを積極的に行うべきだろうということで記述しています。

またこれも実施主体がそれぞれ障害者差別解消法の関係で、地方公共団体あるいは企業、業界団体であったり、指針が今後出ると聞いています。そのあたりはリンクしながら効果的にそういった事業が展開できるように考えていきたいと思っています。

#### ○委員長

他に何かございますか。

#### ○委員

重点的な取組でまとめられているところだと思うのですが、関わることといえば、我々が相談支援に関わる点と、四つの柱の中で利用者に向けての情報提供というのは、これは支援者がやることですね。そして、3番の住まいの確保というのは、これは当事者に直接関わることです。4番の障害児サービスというのは、障害児本人に主体性を持つというのは無理なので、当然親御さんに関係することですので、これは障害当事者ではないと思われま。

やはり住まいの確保というのは、精神障害のある人で住むところが困難な人が多いわけです。先ほどの54ページ、年度のサービス見込量の話にも出てきたのですが、日中活動系サービスの見込み量が出ており、ここで一番下の短期入所と就労継続支援というのは、当事者がそれを利用して、サービスを受けてやるものですので、当事者本人直接ではないものだと思います。

74ページに戻りまして、住まいの確保というならば、ニーズは非常に高いことではあるのですが、障害と障害者への理解を分ける必要があるのではないかとのご指摘がありました。障害自体というのは内部的なもの、障害そのものですので、それは医療などが何とかすればよいわけで、問題は障害者の方です。やはり社会的に関わる、社会にいる障害者に対しての対応だと思います。住まいの確保に関して言えば、我々精神障害者はアンケートにもあったように、生活保護の受給率が一番高くなっています。障害児というのは親御さんがいらっしゃいます。それで、家で一緒に暮らしています。そして居住系サービスを受ける方というのはなぜ家にいるのかというと、世帯があって親がいるとか家族がいるからいられるわけです。その人たちが手に余ると施設へどうぞということになると思います。一方、精神障害は1人で暮らしていたり、家族にも見放されて自分で生きるために生活保護を受けている方がいるわけです。そういった方に対しては、やはりグループホームや施設ではなく、住まいの施策として助成金とか補助金で家賃を支援するといったことが一番手っ取り早いのではないかと思います。手帳支給の時に、生活保護の担当課と関連して実施するか、そういった方法も考えられるのではないかと思います。

#### ○委員長

当事者の立場から貴重なご意見をありがとうございました。情報提供とサービスのより一層の充実を図っていくというような趣旨でよろしいですね。

#### ○委員

単なる住まいの確保ということだけではなく、障害のある人たちの安心・安全を確保できる体制が今現在のグループホーム制度でできるのかどうか。例えば、夜間に発作を起こす人がいて、それを今のグループホームの制度で安全が保証できるのかという点があります。暮らしの場の問題で、中身の問題が出てきているのではないかと思います。暮らしの部会なり検討委員会なり、そういったものを早急に立ち上げて、ぜひ重点項目に入れていただきたいと思っています。

○委員長

具体的な生活を想定した上で、そういった起き得るリスクというところにきちんと対応していくということでしょうか。他にいかがでしょうか。

○委員

障害児童の施設を建てようとした時に、地域からものすごく反対が出て、その施設がなかなか立ち上がらないというお話を聞いたことがあります。川口市の場合は、そのような障害者の施設を建てる時に、地域からすんなり受け入れられてできているのでしょうか。

○委員

必ず反対はされます。そこは強行突破するしかありません。反対されてやめていると、何一つできません。現実的に言いますと、保育園を建てるにも反対されます。公園の隣に保育園を建てようとしても反対されます。公園でうるさいということです。公園というものはうるさいところなんですけれどね。障害者の時も反対されますし、老人ホームの時も反対されます。賛成してくれる人は1人もいません、どこの地域でもそうです。障害児だけではなく、普通の保育園でも必ず反対されます。

○委員

すると、グループホームを建てようすると、この目標を達成することは大変なことですね。

○委員長

貴重なご意見をありがとうございます。他の委員さんはいかがでしょうか。

○委員

81ページの④成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業のところ、社会福祉協議会成年後見制度を受託とされていますが、このところは社会福祉協議会と連携を図ったということではないでしょうか。

○事務局

委託したという表現はあまり使わない方がよろしいのではということでしょうか。

○委員

そうですね。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

77ページの就労支援事業所の充実の目標値で就職者数とありますが、やはり就職をしても短期離職が最近多いため、定着をして初めて完結という部分で考えると、連携強化の推進というところについては、より踏み込んだ形で就職までの支援ではなく、その後の支援も盛り込んでいただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○委員

今回新たに障害児サービスの充実が加わったことが何よりありがたいなと思っています。今後ぜひより具体化に向けて取り組んでいかれたらと思っています。

○委員長

ありがとうございました。そうしましたら、一通りご意見を委員の皆様からいただきましたが、よろしいでしょうか。そうしましたら、本日ご議論いただいた内容・ご意見を事務局と相談させていただいた上で素案に加えまして、計画の最終案としたいと考えています。最終案の決定については私にご一任くださいますか。

(異議なし)

○委員長

ありがとうございます。②の重点的な取組については以上とします。

---

## 2 議 題

### (2) パブリックコメントの実施について

---

○委員長

続きまして（２）パブリックコメントの実施について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

本日の議論の内容を踏まえた最終計画案を作成しまして、パブリックコメントを実施します。期間については、平成26年12月15日（月）から、平成27年1月15日（木）までになります。また募集内容につきましては、広報かわぐち12月号、及び市障害福祉課ホームページにおいて掲載・広報済みです。パブリックコメントの結果については、次回策定委員会でご報告します。

○委員長

ありがとうございました。これについては皆さんよろしいでしょうか。

---

## 3 その他

---

○委員長

続きまして、その他について事務局より何かありますでしょうか。

○事務局

今回の策定委員会ですが、平成27年2月3日を予定しています。時間は午後2時からとなります。詳細につきましては、別途後日ご連絡しますのでよろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございました。これをもちましてすべての議事が終了しました。全体を通して何かご意見はございますか。

○委員

先ほど就労についていろいろと非常に企業に都合のよいように、あるいは数字が出やすいように単純労働で、また正規雇用されている従業員に手が掛からないようにといったことばかりが言われていて、数字を積み上げてこれだけ雇用しているのだという話が伝わってきましたが、そうすると、私ども障害者の当事者として、何となく世の中が空疎なものというか、変な方に行っているなと思ってしまいます。そうであれば、障害の程度が軽い方は、それはどこで受け皿になるか分かりませんが、なにがしかの技術というか、そのようなものを身に付けてもらう形で、少しでも正規の雇用につながるようなことに行かないといけないのではないかと思います。

自分は視力障害者ですが、やり方によっては、今は音声パソコンということで、全然見えなくても道が開けて、事務系の仕事で働いている方もいると聞きますと、そのあたりが少し身体、あるいは知的等も含めて、方向は少し間違っているのではないかと感じてしまいます。障害があるが故

に感じるのかもしれませんが、少し人のハートというか、温かさが足りないなど。そうであれば、こういう場で少しでも起点にして、国に働き掛けてそういう方向に行ければいいと思います。

○委員長

貴重なご意見をありがとうございました。では皆様のご協力で議事をスムーズに進行することができましたことに感謝申し上げます。それでは進行を事務局にお返しします。

---

## 4 閉 会

---

○事務局

委員長、議事進行お疲れ様でした。それでは最後に榎本副委員長からごあいさつをお願いします。

○副委員長

皆さん、活発なご意見ありがとうございました。これからはまとめ作業、あとは市民に対するパブコメということで、いよいよ最終に向かいます。また最後に皆さん方とお会いできると思いますが、なかなかいい会議であったと思います。今日は1日ご苦労様でした。

○事務局

以上をもちまして第4回策定委員会を閉会します。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりお疲れ様でした。ありがとうございました。